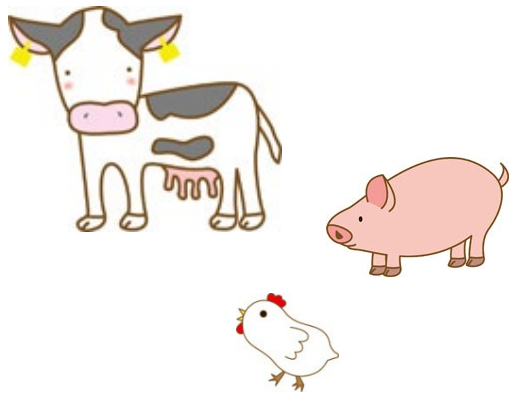


獣医師法・獣医療法の解説



農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課

～今日の話の流れ～

1 獣医師の活動分野

(1) 獣医師の役割

(2) 獣医師の活動状況

(3) 新卒者の就職状況と動物の飼養状況

2 獣医師法

3 獣医療法

4 愛玩動物看護師法

1 獣医師の活動分野

(1) 獣医師の役割

獣医師は、動物のみならず人の健康や福祉の増進にも関わる役割を担っており、様々な分野で活動しています。



- ・ 食品、医薬品関連の研究
- ・ 実験動物管理
- ・ 野生動物関係（動物園、水族館等）
- ・ 海外技術協力
- ・ 動物愛護関係

1 獣医師の活動分野 (2) 獣医師の活動状況

獣医師は、家畜やペットの診療、口蹄疫などの家畜伝染病の防疫、食品の安全など幅広い分野で活躍しています。

獣医師が活動する様々な分野

分野別獣医師の数

(単位：人)

- ① 産業動物診療
家畜や家きん（産業動物）の診療に従事
- ② 公務員
家畜伝染病の予防やまん延防止などの農林水産分野、食肉検査などの公衆衛生分野、動物の愛護・管理などに従事
- ③ 小動物診療
犬、猫等のペットの診療に従事
- ④ その他の分野
大学の教員、動物用・人体用医薬品の開発、海外技術協力などに従事
- ⑤ 獣医事に従事しない者（無職含む）

		令和4年	割合 (%)	
活動 獣医師	産業動物診療	4,460	11.0	
	公務員	農林水産分野	3,311	8.2
		公衆衛生分野	5,378	13.3
		その他	456	1.1
	小動物診療	16,541	40.9	
	その他の分野	5,955	14.7	
	小 計	36,101	89.2	
獣医事に従事しない者（無職含む）		4,354	10.8	
合 計		40,455	100	

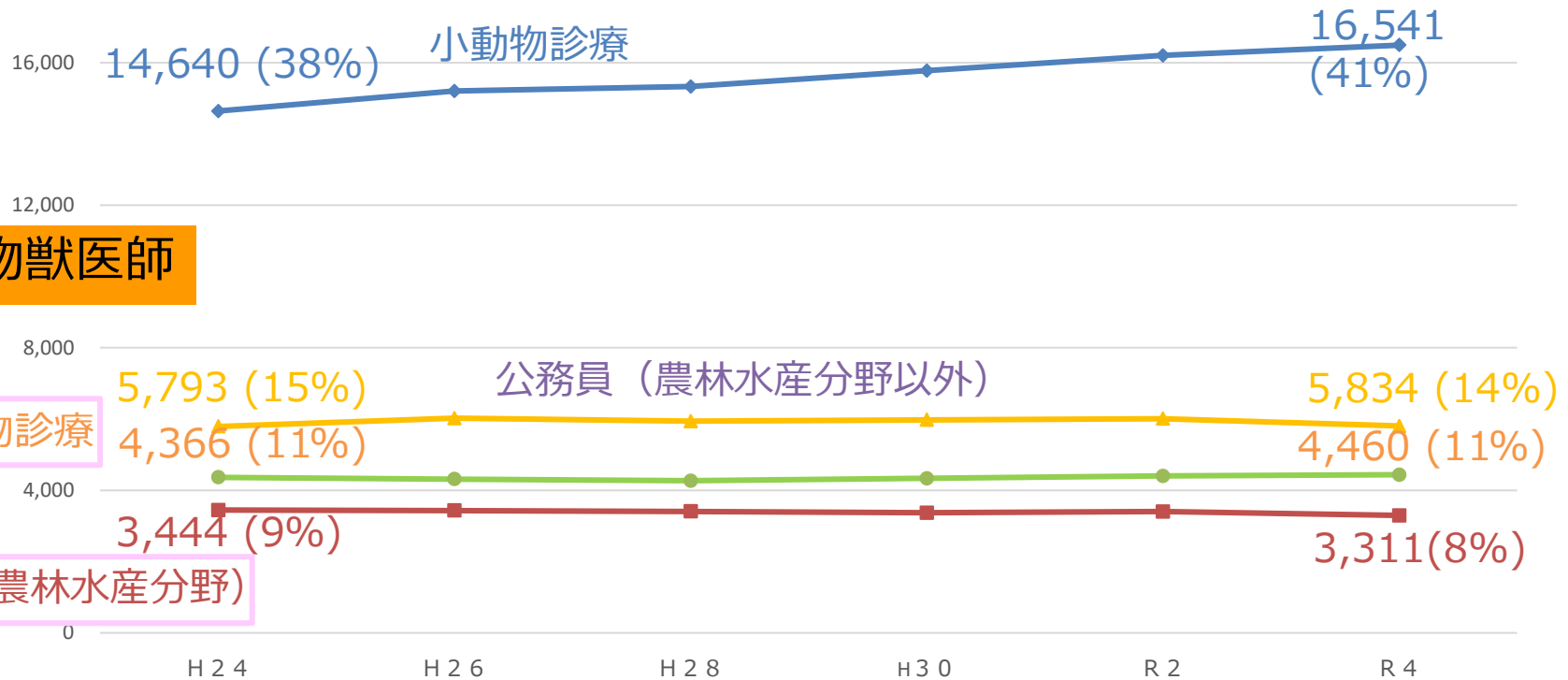
【農林水産省調べ】

獣医師の活動分野の推移

過去10年間で、

- ・小動物診療獣医師の割合は増加傾向（平成24年：38%、令和4年：41%）
- ・産業動物獣医師の割合は横ばい（平成24年：11%、令和4年：11%）

（単位：人）



注：（）内は各年度の獣医師総数に占める割合（%）

【農林水産省調べ】

産業動物獣医師

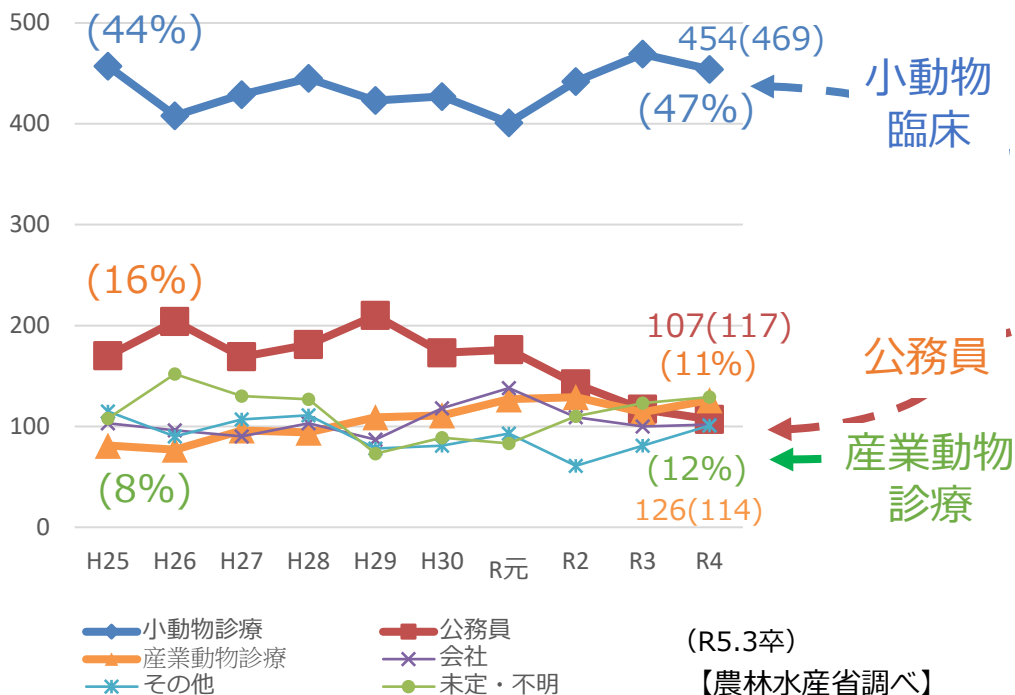
産業動物診療

公務員（農林水産分野）

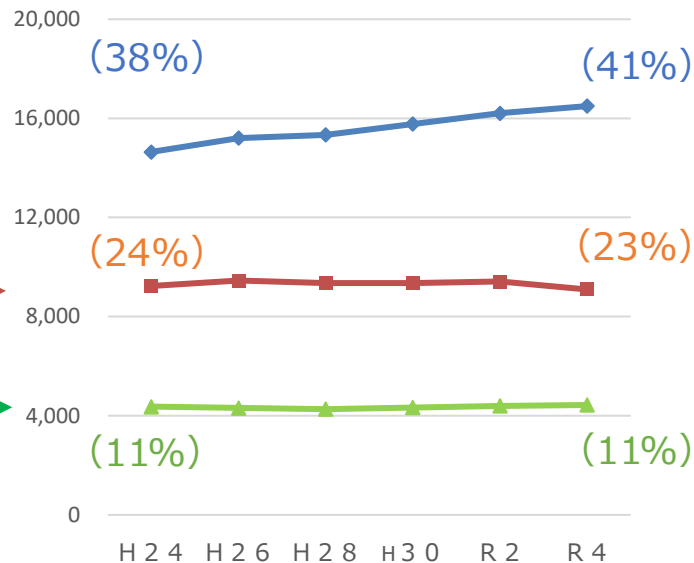
獣医師の推移（就職動向）

- ・ 犬猫の頭数が減少か横ばいという傾向の中、近年、新卒獣医師は45%程度が小動物診療に就職。一方で近年の小動物診療就業者は40%程度。社会から獣医師に求められる職域と就業の希望先には乖離がある。
- ⇒ 産業動物獣医師を志す獣医学生への修学資金や産業動物分野を知る機会となる臨床実習等の実施を支援する。

○ 獣医大学卒業者の就職状況の推移 (人)



○ 分野別獣医師の数 (単位：人)



注：獣医大学卒業者には獣医師免許未取得者を含む
 注：() 内は各年度の卒業生数に占める割合 (%)
 注：公務員には、農林水産分野、公衆衛生分野、その他の分野の公務員を含む

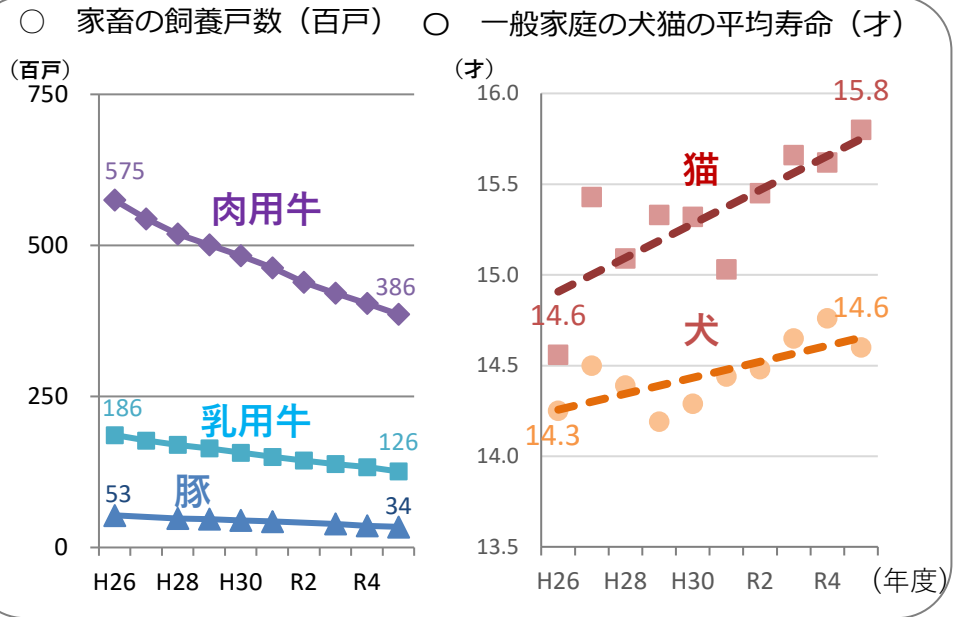
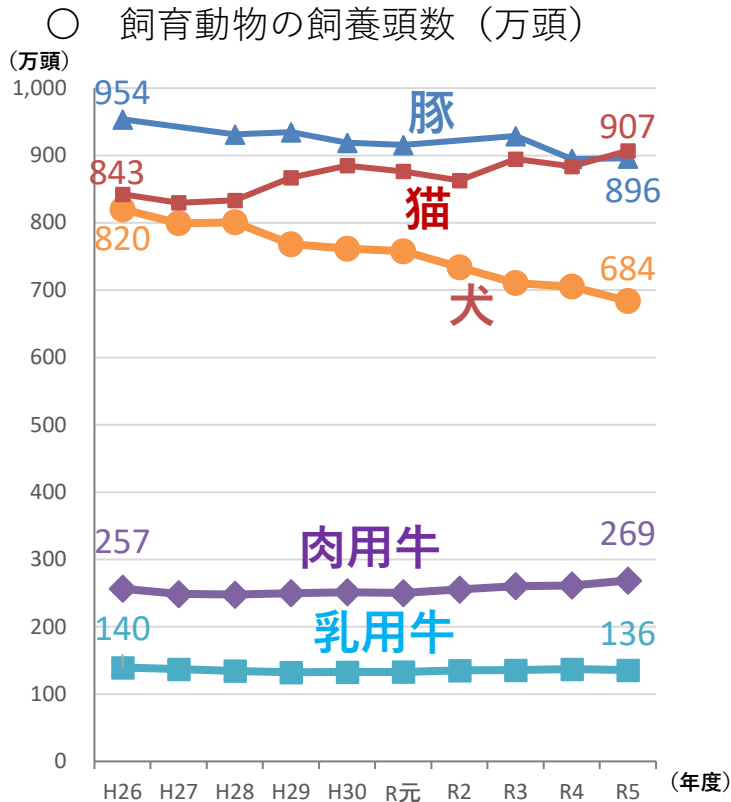
注：() 内は各年度の獣医師総数に占める割合 (%)
 注：公務員には、農林水産分野、公衆衛生分野、その他の分野の公務員を含む

獣医学生等の就業を誘導する支援

- 産業動物獣医師への就業を志す、獣医学生等に修学資金を給付する地域への支援を行う。
- 獣医学生に対する産業動物診療や家畜衛生行政についての臨床実習等への支援を行う。

獣医療の対象となる動物や飼養者の状況

- ・ 家畜の頭数は横ばいか微減傾向だが、農家戸数は減少し大規模化が進展。
一般診療だけでなく衛生管理指導など獣医療へのニーズも変化。
 - ・ 犬猫の頭数は減少傾向か横ばいだが、平均寿命が延長、動物や飼養者の高齢化に伴いニーズが変化。
- ⇒ 家畜の遠隔診療や管理獣医療、高度獣医療に関する研修等を支援。



【犬・猫の飼養頭数・平均寿命：ペットフード協会調べ】※令和3年度調査において推計方法を改定（改定した推計方法により平成25年度以降の推計頭数を再計算）

【家畜の飼養頭数・飼育戸数：農林水産省調べ】※各年2月1日。牛の飼養戸数において令和2年から統計手法が変更されている。平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため豚に比較できるデータがない。

獣医師の技術向上などへの支援

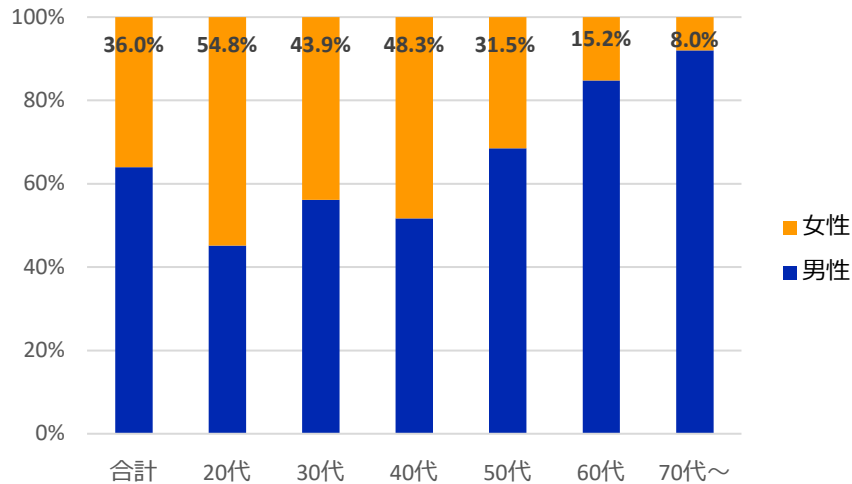
- 情報通信機器を用いた診療の試行的な導入などを支援。
- 産業動物分野における管理獣医師育成のための長期研修等、現場で必要とされている知識・技術向上のための卒後研修等の支援。

獣医師の女性比率

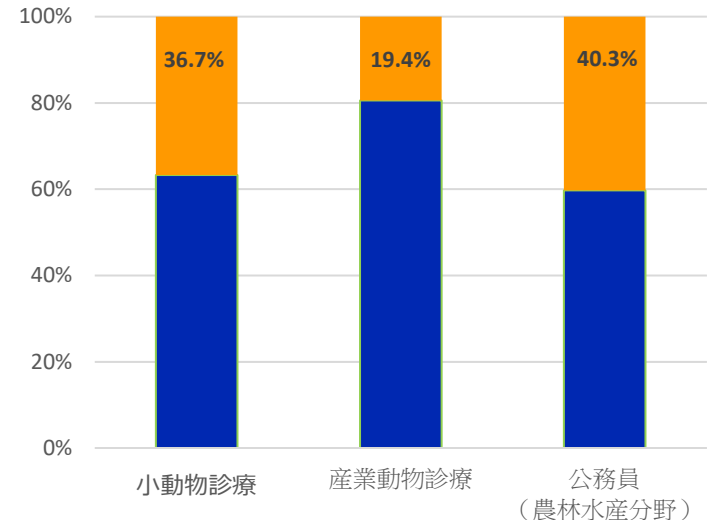
- ・ 4割弱が女性獣医師。年代が若いほど女性の割合が高く、20代は5割を超えている。
 - ・ 結婚や出産、子育てを理由に離職し、長期離職による技術力への不安等により再就職をためらう者も。
 - ・ 特に産業動物分野では、女性獣医師比率が低い。
- ⇒ 復職や女性獣医師が活躍できる職場環境の整備を支援が必要

獣医事に従事する獣医師の男女比

年代別男女比（全活動分野）



活動分野別男女比



女性獣医師等の産業動物分野への就業支援

- 女性獣医師等のスキルアップ
職場復帰・再就職に当たって、最新の知識の習得や技術の向上を図るための研修を支援
- 雇用者の理解醸成
女性獣医師等の就業に対する理解を醸成するための講習を支援

～今日の話の流れ～

- 1 獣医師の活動分野
- 2 獣医師法
 - (1) 獣医師法の概要
 - (2) 獣医師の任務
 - (3) 飼育動物診療業務の制限
 - (4) 診断書等の交付の義務
 - (5) 獣医師免許
- 3 獣医療法
- 4 愛玩動物看護師法

獣医師法の概要

- ・ 獣医師法により、獣医師の免許、試験、業務等を規定。

獣医師法 (昭和24年 法律第186号)

獣医師の任務等 (第1章)

- ・ 獣医師は、飼育動物の診療、保健衛生の指導等により、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、公衆衛生の向上に寄与

獣医師免許 (第2章)

- ・ 獣医師免許を受けるための要件・欠格要件
- ・ 獣医師名簿への登録、免許証の交付
- ・ 獣医師免許の取消及び業務の停止

獣医師国家試験 (第3章)

- ・ 試験の目的、受験資格、試験科目
- ・ 獣医師の臨床研修

獣医師の業務 (第4章)

- ・ 獣医師でない者の診療業務の禁止
- ・ 診療及び診断書等の交付の義務
- ・ 保健衛生指導、獣医師の届出の義務 等

獣医事審議会 (第5章)

- ・ 獣医事審議会の設置 等

罰 則 (第6章)

(第1条) 獣医師の任務は、動物に関する保健衛生の向上、畜産業の発達、公衆衛生の向上です。

獣医師の行う業務

飼育動物の

診療

保健衛生の指導

その他の獣医事

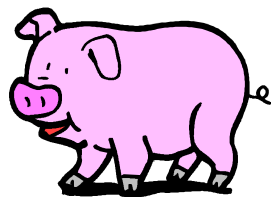
をつかさどることによって

動物に関する保健衛生の向上
畜産業の発達
公衆衛生の向上

(第17条) 飼育動物の診療業務は獣医師のみに制限されています。

○獣医師でなければ、一定の飼育動物の診療を業務としてはならない。(獣医師法第17条)

飼育動物



牛、馬、めん羊、山羊、豚、
犬、猫、鶏、うずら

オウム科全種、カエデチョウ科全種、アトリ科全種
(セキセイインコ、ブンチョウ、カナリアなど)

その他の一般に人が飼育する動物

獣医師の業務の独占

法律の条文
で規定
(獣医師法第17条)

政令で規定
(獣医師法施行令第2条)

(第17条) 飼育動物診療業務の制限

問題：小動物病院を開業しているA獣医師は、妻（獣医師ではない）に指示し、不在時の入院動物（犬）への注射を行わせていた。妻はA獣医師不在の時は、日常的に入院動物への投薬を行っていた。
これは獣医師法に違反するか。

回答： 獣医師法第17条に違反する。

（A獣医師と妻は共同正犯（2人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯）となる。）

2 獣医師法

(4) 診断書等の交付の義務

(第18～22条) 獣医師には、様々な「義務」があります。

- ・ **診察の義務** (無診察での診断書の交付等の禁止) : **第18条**

例:社会通念上妥当と認められる獣医師自身の病気や不在等

正当な理由なく

- ・ **応召の義務** (診療を業務とする獣医師は診療を求められたら拒めない)
- ・ **診断書交付等の義務** (診療して診断書を求められたら拒めない) : **第19条**

例:診断書の不正利用が認められる場合等

正当な理由なく

- ・ **保健衛生指導の義務** (診療したら保健衛生指導もすること) : **第20条**

- ・ **診療簿の記載・保管義務** (診療したらカルテを書いて一定期間保存すること) : **第21条**

- ・ **届出の義務** (2年ごとに住所氏名等を行政に届け出ること) : **第22条**

注:登録事項の変更申請 (本籍や氏名の変更後30日以内)

省令第3条

2 獣医師法

(4) 診断書等の交付の義務

(第18条) 獣医師の義務：自ら診察等しないで行ってはならない行為

診断書の交付

獣医師は自ら診察しないで、
診断書を交付してはならない

劇毒薬等の投与・処方

獣医師は自ら診察しないで、
・劇毒薬、・生物学的製剤、
・要指示医薬品、処方せん医薬品
・使用基準が定められた医薬品
を投与・処方してはならない

出生・死産証明書の交付

獣医師は自ら出産に立ち会わ
ないで、出生証明書等を交付し
てはならない

検案書の交付

獣医師は自ら検案しないで、
検案書を交付してはならない

(第19条第2項) 診療し、出産に立ち会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(第18条) 獣医師の義務：診断書の交付等

問題： B獣医師は、友人に頼まれて、友人が飼う犬にフィラリア予防薬を処方した。なお、B獣医師は当該犬を診察したことはない。
これは獣医師法に違反するか。

回答： 獣医師法第18条に違反する。

(医薬品医療機器等法にも違反する可能性も。)

獣医師が自らの診察によって疾病を確認することなく、ただ漠然と他の依頼に応じて、要指示医薬品等の投与若しくは処方をなすことは、動物の診療上不測の危害を生じるおそれがあるため、これらの行為をなすことを禁じている。

医薬品の販売業の許可 (医薬品医療機器等法第24条)

薬局開設者又は販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売、授与又は販売・授与の目的で貯蔵、陳列してはならない。

ただし、製造販売業者が薬局開設者、製造販売業者、製造業者、販売業者に、製造業者が製造販売業者、製造業者に、自社製品について、それぞれ、販売、授与、又は販売、授与の目的で貯蔵、陳列するときは、この限りでない。

(第21条) 獣医師の義務：診療簿と検案簿の記載と保管

診療簿に記載しなければならない事項

- ・様式は決まっていない
- ・必須記載事項は省令で規定

診療簿・検案簿は遅滞なく記載し、保存すること

記載・保存を怠ると処罰対象

診療簿・検案簿の保存期間

- ・牛、水牛、しか、めん山羊は8年
- ・その他は3年

診療簿・検案簿の検査

農林水産大臣、都道府県知事は、担当職員に診療簿・検案簿を検査をさせることができる

診療簿は、診療を確実なものとするため以前の病状を明らかにしておく上で必要。また、検案簿と照らし合わせて家畜伝染病の検査、調査等を行うためにも必要。

(第3～7、10～16条) 獣医師になるためには、獣医師国家試験に合格し、かつ農林水産大臣から免許を受けること (= 獣医師名簿の登録) が必要です

1. 大学の獣医学の正規の課程を修めて卒業 (12条)



2. 獣医師国家試験の受験資格 (12条)

獣医師国家試験 (10,11,13～16条)



3. 獣医師国家試験合格 (合格証受領) (3条)



4. 獣医師免許の申請「資格」 (3条)

免許申請

申請受理 (審査)



免許を与えない場合 (4、5条)
: 欠格要件への該当



5. 獣医師名簿に登録 (6、7条)



6. 獣医師免許証の交付 (7条)

獣医師名簿に登録したことを
証明する公文書 (旧姓併記可)

獣医師免許証

年 月 日生

右の者は獣医師法(昭三四年法律
第八十六号)第六条の獣医師名簿
第 号に登録され獣医師の
免許を与えられた事を証する

年 月 日

農林水産大臣



(第8条) 獣医師は、免許の取消しや業務の停止がなされる場合があります。

免許取消、業務停止の事由

- 1 応召義務の違反 (19条)
- 2 届出義務の違反 (22条)
- 3 相対的欠格要件への該当 (5条)

心身の障害により獣医師の業務を適正に行うことができない者、
麻薬等の中毒、**罰金刑以上の処罰**、獣医師道背反・獣医事不正行為 等

- 4 獣医師としての品位を損ずる行為 (8条)

～今日の話の流れ～

- 1 獣医師の活動分野
- 2 獣医師法
- 3 獣医療法
 - (1) 獣医療法の概要
 - (2) 獣医療法の目的
 - (3) 診療施設の開設の届出
 - (4) 診療施設の構造設備の基準
 - (5) 診療施設の管理
- 4 愛玩動物看護師法

獣医療法の概要

獣医療法 (平成4年 法律第46号)

目的

- ・飼育動物の診療施設の開設及び管理に必要な事項、獣医療を提供する体制の整備に必要な事項を定めることにより、適切な獣医療を提供

診療施設の 構造・管理

- ・診療施設の開設の届出義務
- ・診療施設の構造設備基準
- ・診療施設の管理、管理者の遵守事項
- ・報告徴収、立入検査 等

獣医療提供体制の 計画的な整備

- ・獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の制定
- ・獣医療を提供する体制の整備を図るための都道府県計画の制定
- ・診療施設整備計画の認定、日本政策金融公庫からの資金の貸付け等

広告の制限

- ・獣医師又は診療施設の業務に関する広告の制限

罰則

(第1条) 獣医療法の目的は「適切な獣医療の確保」

○飼育動物の診療施設に関すること

- ・開設に関して必要な事項
- ・管理に関して必要な事項

○獣医療提供体制の整備のために必要な事項

○広告の制限

(第3条) 診療施設を開設する者は届出なければなりません。

獣医療法第3条

開設者は
開設の日から十日以内に、
都道府県知事に届出なければならない。

獣医療法第7条

往診診療者等については、その住所を診療施設とみなして適用する。

診療施設の
・休止、廃止又は届出事項の変更
同様に届出が必要

届出内容

- 一 開設者の氏名及び住所（法人は名称、所在地）、開設者が獣医師である場合にはその旨
- 二 診療施設の名称
- 三 開設の場所
- 四 開設の年月日
- 五 診療施設の構造設備の概要及び平面図
（診療用エックス線装置の製作者名、型式及び台数等）
- 六 管理者の氏名及び住所（獣医師が管理しているときはその旨）
- 七 診療の業務を行う獣医師の氏名（エックス線診療に従事する獣医師の氏名、経歴）
- 八 診療の業務の種類
- 九 開設者が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為

獣医療法施行規則第1条

(第4条) 診療施設の構造設備は基準に適合したものでなければなりません。

獣医療法第4条

診療施設の構造設備は、基準に適合したものでなければならない

獣医療法第7条

往診診療者等については、その住所を診療施設とみなして適用する。

○基準



都道府県知事による立入検査、命令

- 一 飼育動物の逸走を防止するために必要な設備を設けること。
- 二 伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備には、他の飼育動物への感染を防止するために必要な設備を設けること。
- 三 消毒設備を設けること。
- 四 調剤を行う施設にあっては、次のとおりとすること。
 - イ 採光、照明及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。
 - ロ 冷暗貯蔵のための設備を設けること。
 - ハ 調剤に必要な器具を備えること。
- 五 手術を行う施設は、その内壁及び床が耐水性のもので覆われたものであることその他の清潔を保つことができる構造であること。
- 六 放射線に関する構造設備の基準は、第七条に定めるところによること。

獣医療法施行規則第2条

放射線については別に詳細に規定

(第5条) 診療施設は、獣医師が管理しなければいけません。

開設者は、自ら獣医師であって診療施設を管理する場合のほか、獣医師にその診療施設を管理させなければならない。

獣医療法第5条

開設者 = 獣医師
(自ら管理者)

開設者 ≠ 獣医師
(獣医師の管理者
が必要)

管理者には遵守事項が定められている

管理者は、勤務獣医師、
その他の従事者を監督、
注意すること

○遵守事項

都道府県知事による立入検査、命令

- 一 収容設備には、収容可能な頭数を超えて飼育動物を収容しないこと。
- 二 収容設備でない場所に飼育動物を収容しないこと。
- 三 飼育動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。
- 四 収容設備内における他の飼育動物への感染を防止するために必要な措置を講ずること。
- 五 覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の規定に違反しないよう必要な注意をすること。
- 六 常に清潔を保つこと。
- 七 採光、照明及び換気を適切に行うこと。
- 八 放射線に関し遵守すべき事項は、第八条から第二十条までに定めるところによること。

獣医療法施行規則第3条

放射線については別に詳細に規定

獣医療広告制限の見直し

- 獣医療広告については、飼育者等を誇大な広告等から保護するために規制を行っている。
 - 近年、獣医師の専門化が急速に進み、愛玩動物看護師制度の開始、情報発信媒体の変化など獣医療を取り巻く状況が大きく変化している。
- ⇒ 飼育者等が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるように令和4年度から5年度にかけて
獣医療広告制限の見直しを行った（令和6年4月に施行）。

獣医師への正確かつ適切な情報提供の努力義務のもと、以下について広告可能

獣医師に関すること



(広告可能事項)

専門科名、学位又は称号
診療機器、大臣指定診療施設
家畜防疫員、農業共済獣医師、自衛防疫指定獣医師
獣医師の役職履歴、専門性（大臣指定団体による）

診療内容に関すること



診療行為全般

⇒ただし、診療行為の広告の際は、

「① 問合せ先」、「② 通常必要とされる診療内容」、

「③ 治療等に係る主なリスク、副作用等の事項」、「④ 診療費用」の表示が必要

愛玩動物看護師がいること

ウェブサイト情報



広告制限の対象となりうるとの基本的考え方

獣医療安全対策としてウェブサイトでの情報提供についてガイドラインで一定の管理

⇒ ウェブサイト情報も**広告と同様の情報発信**

令和6年7月24日、農林水産大臣の指定する者として
「公益社団法人日本獣医師会 認定・専門獣医師協議会」を指定

⇒当該協議会が認証した団体により認定された「獣医師の専門性」に関する
広告が可能

【専門性を認証した団体及び資格名】

(1) 動物臨床医学会
(公益財団法人 動物臨床医学研究所)
資格名：獣医総合臨床認定医

(2) 一般社団法人 日本獣医麻酔外科学会
資格名：① 動物麻酔基礎技能認定医
② 動物麻酔上級技能認定医
③ 日本小動物外科専門医

(3) 一般社団法人 日本獣医がん学会
資格名：① 獣医腫瘍科認定医Ⅰ種
② 獣医腫瘍科認定医Ⅱ種

(4) 公益社団法人 日本動物病院協会
資格名：① 獣医総合臨床認定医
② 獣医内科認定医
③ 獣医外科認定医

(5) 一般社団法人 日本獣医循環器学会
資格名：① 獣医循環器認定医
② 獣医循環器上席認定医

(6) 一般社団法人 日本獣医皮膚科学会
資格名：一般社団法人日本獣医皮膚科学会
認定医

(7) 日本産業動物獣医学会
(公益社団法人 日本獣医師会)
資格名：① 乳牛農場管理認定獣医師
② 肉牛農場管理認定獣医師
③ 豚農場管理認定獣医師

(令和6年7月26日現在)

～今日の話の流れ～

- 1 獣医師の活動分野
- 2 獣医師法
- 3 獣医療法
 - (1) 獣医療法の概要
 - (2) 獣医療法の目的
 - (3) 診療施設の開設の届出
 - (4) 診療施設の構造設備の基準
 - (5) 診療施設の管理
- 4 **愛玩動物看護師法**

愛玩動物看護師の概要

- ・ 獣医療の内容が高度化かつ多様化
- ・ 健康管理やしつけの重要性
- ・ 動物を介在した福祉、教育等の諸活動への期待

愛玩動物に関する獣医療の普及向上及び
適正飼養に寄与するため、
愛玩動物看護師を国家資格化（令和元年6月）

愛玩動物看護師法の主な内容

独占業務
(獣医師を除く)

- 業務
 - ・ 獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助
 - ・ 愛玩動物の世話その他の看護
 - ・ 愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言等
- 対象動物：犬、猫、愛玩鳥（政令で定める種）
- 名称独占：
愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用禁止
- 免許及び登録：国家試験に合格し、主務大臣の免許を受けなければならない。
- 試験の実施及び受験資格：試験を毎年一回以上実施すること及び受験資格の規定
※主務大臣：農林水産大臣及び環境大臣

第3回愛玩動物看護師国家試験

1. 日程：令和7年2月16日（日）
2. 試験会場：全国7都道府県
3. 出題形式：五肢択一（マークシート方式）
必須問題（50問）、一般問題（100問）
実地問題（50問）
4. 受験資格：
 - ①法施行後の大学等卒業（見込み）者
 - ②法施行前の大学等卒業者、在学者（既卒・在学者）
 - ③予備試験合格者（現任者）第3回国家試験予備試験
(令和6年10月6日(日)実施、同10月29日(火)合格発表)
5. 合格発表：令和7年3月14日（金）

愛玩動物看護師登録者数 21,734人（令和6年10月1日時点）

※試験及び登録に関する事務は（一財）動物看護師統一認定機構が実施。

愛玩動物診療施設における愛玩動物看護師の業務範囲（イメージ）

獣医療

診療

手術、エックス線検査、病気の診断などの高度な獣医学的判断及び技術が求められるもの

獣医師のみ実施可能

診療の補助

採血、投薬（経口）、マイクロチップ挿入など、一定の獣医学的判断及び技術が求められるもの（獣医師の指示の下に実施）

獣医師・愛玩動物看護師のみ実施可能

その他の看護

入院動物の世話、診断を伴わない検査など

動物の愛護及び適正な飼養に関する業務

・動物の日常の手入れ（グルーミング、爪切り、歯磨き等）
やしつけ、栄養管理等に関する指導・助言

愛玩動物
看護師
以外も
実施可能

その他の一般業務

診察受付、備品管理、院内の衛生管理など

愛玩動物 看護師 の業務



名称独占について

愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用できません（法第42条）



愛玩動物看護師
でない者

- ・ 愛玩動物看護師です。
- ・ 動物看護師です。
- ・ 動物看護師です。



愛玩動物看護師のみならず、これに紛らわしい名称
（社会通念上、愛玩動物看護師の業務を行う者のよ
うな印象を与える名称）も使用禁止

※ 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する（法第48条）

一 （略）

二 第42条の規定に違反して、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用した者

薬剤耐性は世界的に重要な問題です！



“獣医師の責任”



持続的に抗菌剤を使用可能にするために
抗菌剤の適切な処方と投与を！



※抗菌剤を不適切に使用すると耐性菌が増加します

- 動物用**抗菌剤を使用すべきか**どうかを十分検討した上で、適正使用により**最大の治療効果**を上げ、**薬剤耐性菌の選択を最小限に抑える**ように使用。
- 適正使用よりも、更に注意して抗菌剤を使用。

適正使用：獣医師の指示に基づく販売、獣医師自らの診察による指示書の発行等を定めた法令及び用法・用量を遵守し、使用上の注意にしたがって使用すること。

適正使用

使用基準

法令の遵守

要指示
要診察

その他

対象疾病ごとの
用法及び用量



適切な抗菌剤
の選択

使用の可否の検
討

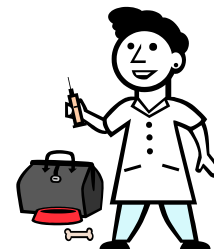
感染症の予防

薬剤感受性
試験の実施

抗菌剤関連
情報の共有



慎重
使用



獣医事関係の連絡先

農林水産省 畜水産安全管理課 獣医療チーム

(電話) 03-3501-4094

(FAX) 03-3502-8275

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/>

農水省 獣医師

検索

